

平成25年7月30日(火)
平成25年度 第4回
大阪府河川整備審議会

参考
資料
3

大津川水系河川整備計画（変更原案） に関する住民意見と回答（対応方針）

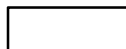
河川整備計画に関する住民意見と回答について

番号	項目	住民意見	回 答(対応方針)	聴取方法
1	治水	日々の業務が忙しいと存じますが、河川防災に力をいれていただきますようお願いいたします。 最近ではゲリラ豪雨やバクダン豪雨で毎年各地で洪水の被害がでております。計画では50mm、60mmとの事ですが想定外の事も含ませて計画をお願いします。	本編P.12、P.15～P.20に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。 大津川流域における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしています。 計画規模を超えるゲリラ豪雨等に対しては、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでおり、具体的な内容はその他河川整備を総合的に行うために必要な事項として本編P.24、P.25に記載しております。	書面
2	治水	整備計画の見直しを行い、改修の優先度等などを見直すのはいいが、長期化になるのでは？ 逃げる・凌ぐを上げるのであれば、市町村との連携など身近な対策が見えてこない。	本編P.12～P.14に河川整備計画の目標を記載しています。 また、本計画は、計画対象期間を計画策定から概ね30年としており、当面の治水目標の達成に必要な対策を記載しています。 大阪府では、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に市町村と連携して取り組んでおり、その具体的な内容はその他河川整備を総合的に行うために必要な事項として、本編P.24、P.25に記載しております。	FAX
3	治水	横山地区周辺の槇尾川の改修後の川幅はどのくらいになるのか。その際、両岸に道路も整備されるのか。	本編P.12、P.15～P.20に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。 槇尾川における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしています。 槇尾川の具体的な整備区間および整備内容については、本編P.19に記載しており、横山地区周辺である神田橋下流～宮之前橋下流区間および父鬼川合流点～そうず橋上流区間の川幅は、それぞれ24～30m、12～13m程度と見込んでおり、両岸に管理用道路を整備する計画です。	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの

河川整備計画に関する住民意見と回答について

番号	項目	住民意見	回 答(対応方針)	聴取方法
4	治水	横山地区周辺での具体的な整備内容を説明して頂きたい。	<p>本編P.12、P.15～P.20に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。大津川流域における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしています。</p> <p style="color: red;">横山地区周辺の槇尾川、東槇尾川の具体的な整備区間および整備内容については、本編P.19～P.20に記載しており、槇尾川の神田橋下流～宮之前橋下流区間および父鬼川合流点～そうず橋上流区間では河道拡幅を行います。また、東槇尾川では、耐水型整備区間に位置付け、人家、地形等の状況に応じてコンクリート擁壁(パラペット)等により浸水被害を防ぎます。</p> <p>また、整備の途中段階や計画規模を超える降雨が降った場合にも河川氾濫や浸水が発生するおそれがあることから、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいきます。</p> <p>なお、現況における河川の整備状況については参考資料P.23、P.38に記載しており、槇尾川および東槇尾川における具体的な整備箇所および整備後の氾濫解析結果については参考資料P.41、P.42に記載しています。</p>	説明会
5	治水	父鬼川の治水目標は現状維持ということであるが、どの程度の降雨に相当するのか。	<p>本編P.12、P.15～P.20に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。大津川流域における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしています。</p> <p>父鬼川については、現状で時間雨量65ミリ程度の降雨を安全に流下させることができ、時間雨量80ミリ程度の降雨でも人家への被害は発生しないことを氾濫解析により確認しています。</p> <p>また、計画規模を超える降雨が降った場合にも河川氾濫や浸水が発生するおそれがあることから、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいきます。</p> <p>なお、現況における河川の整備状況については参考資料P.23、P.38に記載しており、父鬼川の氾濫解析結果については参考資料P.43に記載しています。</p>	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの

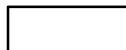
河川整備計画に関する住民意見と回答について

番号	項目	住民意見	回 答(対応方針)	聴取方法
6	治水	当初、槇尾川ダムは平成27年完成を目標とすると聞いていた。槇尾川の治水手法がダム建設から、河川改修に変更されているが、河川改修はいつ頃を完成予定と考えているのか。	<p>本編P.12、P.15～P.20に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。</p> <p>槇尾川における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしています。</p> <p>槇尾川の河川改修は、用地買収等があるため、現時点における完了時期の設定は困難であります。鋭意工事を進めていきます。</p>	説明会
7	利水	現在使用してはいないが、将来使用する可能性の残る農地のために、取水施設を作ってもらえるか。	<p>現状で利用されていない農地のために取水施設を設けることはできません。</p> <p>新たに取水施設を設置する場合は、河川法の許可が必要となります。</p>	説明会
8	環境	山が荒れて樹木が支流に倒れこんでいるが、整備計画の対象に支流は含まれるのか。	<p>本編P.13、P.16に計画対象区間を記載しており、法指定区間外の支流については、整備対象区間ではありません。</p> <p>なお、法指定区間内における河川の維持管理については、河川の維持の目的、種類及び施行の場所として本編P.23に記載しております。</p>	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの

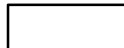
河川整備計画に関する住民意見と回答について

番号	項目	住民意見	回 答(対応方針)	聴取方法
9	維持	<p>私たちの住む忠岡町は、牛滝川、大津川に接面しています。河口付近ですので、川床の土砂のたい積が目につき、景観も悪いですが、大地震のさい、川をそ上する津波が、土砂のたい積分により、川床があがり、堤防を越えるのではと心配します。たくさんたい積しているのに、しゅんせつしてもらえないのはきちんと管理されているとは思えません。</p> <p>また、河口付近はヘドロになっていて、漁師さんが漁をするのにたいへん困っている話も聞きます。下水道を整備して水がきれいになっても、土砂がたい積して流れが悪くなりヘドロになっては、きれいになったとは言えません。</p> <p>土砂は上流から流れてくるもので、上流で川の工事をされたり大雨でどんどん流れてきます。ぜひ、早く、川の土砂を(大津川の)しゅんせつして下さい。</p> <p>よろしくお願いします。</p>	<p>本編P.23に河川の維持管理について記載しています。</p> <p>土砂の浚渫は、定期的に土砂の堆積状況を調査し、地先の危険度を考慮して府全体での優先順位を定め計画的に行います。</p>	FAX
10	維持	<p>宮之前橋上流の井堰により土砂が堆積し、大川橋付近の河床が40～50年前に比べ1m程度上昇しており、そのため洪水時に浸水が発生したと考えられるため、河川全体を考えて管理してほしい。</p>	<p>本編P.23に河川の維持等に関する整備内容について記載しています。</p> <p>土砂の浚渫は、定期的に土砂の堆積状況を調査し、地先の危険度を考慮して府全体での優先順位を定め計画的に行います。</p>	説明会
11	維持	<p>土砂の浚渫は何年に一回程度行うのか。</p>	<p>本編P.23に河川の維持等に関する整備内容について記載しています。</p> <p>土砂の浚渫は、定期的に土砂の堆積状況を調査し、地先の危険度を考慮して府全体での優先順位を定め計画的に行います。</p>	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの

河川整備計画に関する住民意見と回答について

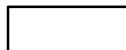
河川整備計画(変更原案)に直接関係しない意見について

番号	項目	住民意見	回 答(対応方針)	聴取方法
12	その他	環境や景観に配慮しながらどんどん進めていてもらったらいいと思います。	大津川水系では、地域が主体となった川づくりを推進し、多様な生物の生息・生育環境、景観等の保全、水質の改善に努めていきます。	書面
13	その他	日々の業務が忙しいと存じますが河川防災に力をいれていただきますようお願いします。	大阪府では平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づき、「人命を守ることを最優先とする」ことを基本理念に、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策による総合的な防災対策に取り組んでいます。	書面
14	その他	山間部の地すべり対策はあるのか。	本計画は、大津川流域の河川の整備に関する事項を定めた計画であるため、地すべり対策は含まれていません。	説明会
15	その他	砂防ダムに土砂が堆積して満杯となっているが大丈夫か。	砂防ダムは満杯になることを想定して設計されているため問題はありません。	説明会
16	その他	河川整備計画以外の全般についても住民の意見を聞くべきである。	河川整備計画以外にも様々な計画について、必要に応じてパブリックコメント等を実施しており、具体的な整備等に関しては地域住民の方々の意見を聞きながら進めていきます。	書面

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの